

対 次の全てに該当する方

- 入院中に本市に住民登録がある
- 40歳以上で、入院時に介護保険で要介護1以上の認定を受けている
- 紙おむつの持ち込みを禁止している医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院に支払っている
- 入院中に生活保護を受給していない

□**申請 時** 7月10日(火)～31日(火)の平日

場 高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター)

持 ●介護保険被保険者証コピー ●振込先口座が分かるもの(通帳のコピー^{なご})

- 認め印
- 病院が発行した領収書のコピー

※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつの金額の記載が必要です(紙おむつ代の記載がないものは不可。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院発行の内訳が必要)。

※次回(7～10月入院分)は11月を予定

▶高齢者支援課 保 042-438-4028

「介護保険と高齢者福祉の手引き」改訂版を7月上旬から全戸配布

内 4月からの介護報酬改定を踏まえた、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを円滑に利用するための情報を掲載

□**その他配布場所** 高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階)・出張所・各地域包括支援センター

▶高齢者支援課 保 042-438-4032

介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

低所得者を対象に、介護保険におけ

る訪問看護の利用者負担(1割負担)の25%を軽減します。

□**申** 7月2日(月)から、平成30年度(8月～平成31年7月)の受付開始

※世帯全員が住民税非課税などの要件がありますので、事前にお問い合わせください。

持 ●介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書

- 収入および預貯金などの申告書(世帯全員の預貯金通帳のコピーを添付)
- 資産および扶養の有無に関する申告書

▶高齢者支援課 保 042-438-4030

介護保険負担割合証を送付します

負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日です。対象となる方には、更新した負担割合証を送付します(申請不要)。8月から2割負担者のうち特に所得の高い方の負担割合は3割負担となります。

介護保険被保険者証と一緒に保管し、ケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

□**発送日** 7月中旬

対 要介護認定などをお持ちの方(事業対象者を含む)

▶高齢者支援課 保 042-438-4030

くらし 第2次総合計画(後期基本計画)の策定に向けたパネル展示・説明会

長期的な視点に立ったまちづくりのビジョンとなる第2次総合計画について、平成31年度から5年間の後期基本計画の策定を進めています。市民の

皆さんへのアンケートを含むさまざまな調査や議論を踏まえ、素案をまとめました。

時・場 ●パネル展示：7月10日(火)・柳沢公民館、11日(水)・スポーツセンター、25日(水)・ひばりが丘パルコ

※午前10時～午後2時

●パネル展示・説明会：21日(土)午前10時～午後4時・アスタセンターコート(説明会：●午前11時 ●午後3時)

※21日は「いこいーな」が登場

▶企画政策課 田 042-460-9800

中央図書館・田無公民館の耐震等対応に関する市民説明会

時 7月6日(金)午後2時～4時・11日(水)午後6時～8時

場 イングビル

内 ●対応方針 ●今後のスケジュール

▶中央図書館 保 042-465-0823

▶柳沢公民館 保 042-464-8211

史跡玉川上水整備活用のための作業説明会

時 7月11日(水)午後6時30分～8時

場 武蔵野スイングホール(JR武蔵境駅前) ※当日、直接会場へ

内 ●西東京市・武蔵野市内のこれまでの作業報告、今後の予定 ●東京都水道局が行う水路・のり面の保全のための樹木の剪定・伐採^{せんてい}など

問 東京都水道局 保 03-5320-6388

▶社会教育課 保 042-438-4079

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、指導・助言などをします。

時・場 7月14日(土)午前9時30分～午後0時30分・田無庁舎1階

対 市内の地上2階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅

※原則、昭和56年5月31日以前の建築

定 8人(申込順) ※1人40分程度

□**申** 7月11日(水)までに電話で下記へ

□**相談会** 住みよい町をつくる会

▶住宅課 保 042-438-4052

はなバス第4北・南ルート一時変更

☆花小金井駅北口周辺でのイベント開催中の乗降

7月14日(土)・15日(日)の午後5時～9時、花小金井駅北口周辺でイベントが開催されるため、花小金井駅までの運行ができません。イベント開催中は14番小平合同庁舎と15番花小金井駅のバス停での乗降ができないため、小平合同庁舎北側の青梅街道上に設置する仮設バス停からの乗降となります。

当日の運行は、下図・市 保 042-438-4050

□第4北・南ルート花小金井駅北口周辺におけるイベント開催中の乗降



▶都市計画課 保 042-438-4050

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 平成30年度 保険料の納付を忘れずに

国民健康保険料

国民健康保険料納入通知書を、7月中旬に世帯主の方へ送付します。

国民健康保険料は、皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限までの納付にご協力をお願いします。

□**納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方** 7月から翌年2月までの8回に分けて納付していただきます。納期限

を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

対 次の全てに該当する方 ●世帯主が国保の加入者 ●国保の加入者全員が65歳以上75歳未満 ●世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

※該当しない方は、今までどおり納付

から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

□特別徴収ではない方 7月から翌年

から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□**納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方** 青色の封筒でお送りします。7月から翌年2月までの8回に分けて納付をお願いしています。コンビニ納付およびペイジーによる納付が可能です。納期までの納付にご協力お願いします。

□年金からの納付(特別徴収)の方

明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送

書や口座振替での納付となります(普通徴収)。

※今年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

2月までの8回に分けた納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□**2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方** 29年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。納期限は、7月31日の1回のみですので、平成30年度の保険料と併せて納付し

ります。

決定した保険料額を年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。

保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします。※口座振替依頼書は同封し

てください。

▶保険年金課 後期高齢者医療係 田 042-460-9823

対 次の全てに該当する方 ●離職日時点で65歳未満の方 ●ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が下記番号の方

11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細はお問い合わせください。

▶保険年金課 国保加入係 田 042-460-9822

11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細はお問い合わせください。

▶保険年金課 国保加入係 田 042-460-9822

※PHS・IP電話からは 保 03-3222-4496

※平日午前9時～午後5時

☆シルバーパスの所得確認書類に

介護保険料納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合があります。再発行はできませんので、必要な方は大切に保管しておいてください。

▶高齢者支援課 保 042-438-4031

共通事項 ●**口座振替をご希望の方** 口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続きには時間が掛かりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。

●**納付が困難な方はご相談ください。**

●**保険料の控除** 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。